

憲法記念日にあたり新型コロナウイルスと人権制限を考える会長談話

今、新型コロナウイルス（COVID-19）により、日本のみならず世界中が大きな危機に直面しています。命を守るため、日本も世界も苦しい闘いを続けています。各国の医療関係者が必死の努力を続け、諸国民は他人に感染させないように自らの行動を制限しています。当会は、この危機を乗り切ろうと団結し努力する人々に敬意を表するとともに、当会もまた感染拡大防止のために出来る限りの対策を行っていく決意を新たにしています。

ところで、今般、新型コロナウイルスに対処するために、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。同法は、同宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事に、特定の施設の使用や集会を停止・制限できる権限や、所有者等の同意を得なくても土地や家屋を使用できる権限等を付与しています。これらは、国民が議論、表現するための集会の自由や、所有権を制限するものです。運用次第では企業活動や国民の権利の過剰制限につながるため、その発動には格別の慎重さが要求されます。

ドイツのメルケル首相は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために国民の自由を制限するにあたり、「私から保証させてください。私のように、旅行や移動の自由を闘いとってきた者にとって、その制限は、絶対に不可欠である場合にのみ正当化できるものです。これらの制限は、民主主義下では決して軽視されるべきではなく、一時的なものであるべきです。しかし、それらの制限は、現時点では命を救うために不可欠なのです。」と演説をしました。

ドイツでは1989年のベルリンの壁崩壊まで28年間、移動の自由はなく、移動を試みて殺された国民もいました。日本でもまた、大日本帝国憲法下において集会の自由や表現の自由その他の国民の権利が大きく制限され、結果、国民が権力をコントロールできなくなり甚大な戦禍へとつながりました。権利の制限は、権力の暴走を招き取り返しのつかない被害をもたらす得ること、そしてその権利の回復には大きな困難が伴うこと、だからこそ権利の制限はまさに「命を救うために不可欠」といえる場面に必要最小限度においてのみ許容されることを肝に銘じる必要があります。現在実

施されている休業要請などの緊急事態措置（2020年4月20日現在）は抑制的になされていると評価しますが、日本弁護士連合会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の定める緊急事態宣言の発動要件の曖昧さ、発動にあたっての国会承認が不要とされていることの問題点を指摘したところ（2020年3月22日会長声明）。この問題点は十分に検討されるべきものと考えます。

また、報道によれば、安倍首相は、2020年4月7日の参議院運営委員会にて、憲法改正議論に関し、憲法に緊急事態対応を位置づけるための議論が重要であると述べたとのこと。しかし、先に述べたとおり、緊急事態条項は深刻な人権侵害を伴い、ひとたび行使されれば立憲主義が損なわれ回復が困難となるおそれがあります。まして憲法条項として取り入れられたときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の危険性をはるかに超えるものとなるため、安易な議論は絶対に避けなければなりません。新型コロナウイルスへの恐怖に流されることなく、理性的な議論が必要です。

新型コロナウイルスは、日本そして世界に大きなダメージを与えています。世界情勢が不安定になり、人権が脅かされる危険がある今だからこそ、当会は、日本国憲法が最高の価値を置く個人の尊厳を基軸に新型コロナウイルスに対処することが肝要であると強く訴えます。そして、当会は、個人の尊厳を確保するため、立憲主義及び日本国憲法の基本原理である基本的人権の尊重、恒久平和主義、国民主権を守ることに今後も全力を尽くしていきます。

2020年5月1日

佐賀県弁護士会

会長 富永 洋一